

第 13 屋外貯蔵所

(屋外貯蔵所の基準)

第 13 屋外貯蔵所の基準は、次のとおりとする。

1 保安距離

政令第 16 条第 1 項第 1 号に規定する「保安距離」は、第 5(製造所の基準)・3((2)及び(3)を除く。)の例によること。

2 地盤面

政令第 16 条第 1 項第 2 号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装又は碎石等で固める等の措置を講じた場所をいう。＊

なお、コンクリート等で舗装するときは、その表面に適当な傾斜をつけ、かつ、排水溝及び油分離装置を設けること。＊

3 さく等の区画

政令第 16 条第 1 項第 3 号に規定する「さく等」は、不燃材料で造り、高さはおおむね 1m 以上とすること。この場合において、塀を設ける場合は、内部に可燃性蒸気が滞留しない構造とすること。＊

4 保有空地

政令第 16 条第 1 項第 4 号に規定する「保有空地」は、次によること。

- (1) 保有空地内には、工作物を設けられないものとする。＊
- (2) 同一敷地内に屋外貯蔵所と製造所等を隣接して設置するときは、第 5(製造所の基準)・4・(5)の例によること。＊

5 架台

政令第 16 条第 1 項第 6 号に規定する「架台」を設ける場合は次によること。

- (1) 架台は、堅固な地盤面上のコンクリート等の基礎に固定して設けること。[53 消導第 147 号] ＊
- (2) 危険物を収納する容器は、架台の最上端を超えて貯蔵しないこと。＊
- (3) 屋外貯蔵所の区画と架台との距離並びに 2 以上の架台相互間には、リフト等により鋼製ドラムを積卸しするための有効な空地を確保すること。この場合において、当該空地の幅は、1m 未満とすることはできない。[53 消導第 147 号] ＊
- (4) 架台には、不燃材料で作られた梯子を備え付けること。[53 消導第 147 号] ＊
- (5) 前記(1)から(4)のほか、別記 7「屋内貯蔵所の架台の耐震構造に関する基準」及び第 7(屋内貯蔵所の基準)・1・(8)・イの例によること。＊

6 散水設備等

省令第 24 条の 13 第 1 号に規定する「当該危険物を適温に保つための散水設備等」には、水道管等に接続された固定配管及び散水ヘッド等が該当すること。＊

なお、気温が 30℃に達する場合において、上記散水設備等により適切に冷却できる

体制を確保するか、若しくは自動的に散水する装置を設けること。＊

- 7 危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用は、別記 8「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用基準」によること。
- 8 危険物をドライコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用は、別記 8-2「危険物をドライコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用基準」によること。